

## 指定自動車教習所 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月26日

私たちは、以下のすべてのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
  - ・毎時の換気
  - ・一定数以上の入場制限（屋外でお待ちいただきます）。
  - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
  - ・社会的距離（およそ2m）の確保
- 2 感染防止の対策を行います。
  - ・発熱などの症状のある方の入場制限
  - ・発熱などの症状がある従業員の出勤制限
  - ・手洗いや手指の消毒の徹底
  - ・手の触れる場所の消毒
  - ・従業員のマスクの着用
  - ・共用の物品などの最小化
  - ・ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
  - ・鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉
  - ・マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
  - ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
  - ・通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒
- 3 安全のための設備にします。
  - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
  - ・対面する場所のビニールカーテンによる遮蔽
  - ・共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）、ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします。
  - ・事前予約を最大限活用
  - ・衣類のこまめに洗濯
- 5 行いません、行わせません。
  - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 極力制限します。
  - ・一度に休憩する人数の制限
  - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します。
  - ・高齢者や持病のある方への配慮（高齢者利用時間の設定など）

- 8 新しい働き方を導入します。
  - ・在宅勤務やオンライン会議
  - ・ローテーション勤務、時差通勤
- 9 指定自動車教習所として次の取組を行います。
  - (1) 入校基準の設定と入所時の対応
    - ア 入校基準
      - 入所者数の目安は教習所のロビー等の共有スペースの広さや各教室の定員の収容能力に応じた人数で密集状態を作り出さない。
    - イ 入所手続き時の確認事項
      - ・過去2週間以内の海外渡航の確認
      - ・ライブハウス又は三密が懸念されるような施設、イベントへの参加の確認
      - ・検温の確実な実施と体調確認
      - ・症状のある人の来所制限
  - (2) 送迎時の対応
    - ・送迎車両乗車の人数制限（対人距離の確保）
    - ・送迎車両内の換気の確保とマスク着用の徹底
    - ・運行ごとの消毒実施
  - (3) 来所時の対応
    - ・手指の消毒の徹底と密を回避するための導線の確保
    - ・検温の確実な実施と体調確認
    - ・マスク着用の徹底
  - (4) 共有スペースでの対応
    - ・ロビー待合室等の常時換気の励行
    - ・透明ビニールカーテン等の飛沫感染防止対策（受付カウンター）
    - ・複数消毒液設置と消毒環境の整備
    - ・トイレ使用時の飛散防止対策の啓発
    - ・対人距離確保のための施設、環境作り
    - ・定期的な所内の徹底した消毒励行
  - (5) 技能教習時及び技能検定時の対応
    - ・指導員・教習生の清潔なマスクの着用
    - ・教習車の窓を可能な限り開けての換気
    - ・指導員による教習終了ごとのハンドル、ドアノブ等の消毒の徹底
    - ・不必要な会話の禁止
  - (6) 学科教習時及び仮免許学科教習時の対応
    - ・三密対策として教習機の一人掛けの励行
    - ・教室の換気対策のため、2か所以上の窓またはドアの解放とエアコンの効果的活

用

- ・指導員、教習生の清潔なマスクの着用
  - ・指導員と教習生の間飛沫感染防止対策
  - ・教習終了時ごとの教習機の消毒
- (7) 効果測定、自習室への対応
- ・自習室の配置装置や席の見直し及び使用した装置の消毒の励行
  - ・自習室の短縮滞在に向けての IT 機器の有効活用
- (8) 合宿教習への対応
- ・過去 2 週間以内の海外渡航歴の確認
  - ・ライブハウス又は三密が懸念されるような施設、イベントへの参加の確認
  - ・検温の確実な実施と体調確認
  - ・合宿入所後の行動制限の誓約
  - ・合宿滞在室の個室化
  - ・各滞在室の整理整頓と換気の徹底及び消毒液の配置
  - ・共有スペースへの消毒液配置と活用の徹底
- (9) 高齢者講習時の対応
- ・飛沫防止対策のための指導員、講習者のマスク着用の実施
  - ・講習室、講習車両の常時換気の励行
  - ・三密対策のための机や機材の適正な配置
  - ・講習車両内が密室状態とならないための車外観察等の推進
  - ・講習資器材や講習車両の適宜消毒の実施
  - ・徹底した三密対策による不安感の払しょくと安心、安全の確保
- (10) 職員の感染防止対策
- ・入社前の検温および健康チェックの確実な実施と出勤時の記録
  - ・こまめな手洗いや手指の消毒の徹底
  - ・ユニホームや衣服のこまめな洗濯
  - ・社員相互間で「新しい生活様式」を実践する意識の醸成
- (11) その他
- ・地域の感染状況の確認と対策（業務の一時停止など）の実施
  - ・これらの取組のほか、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会の「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」を遵守する。

宣言日：令和 2 年 5 月 26 日